

館山若潮マラソン大会写真撮影販売権者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

この要項は、館山若潮マラソン大会において、参加者等を対象とした写真撮影及び当該写真の販売を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

本件は、主催者が写真撮影及び販売に係る権利を事業者に付与し、当該事業者から主催者に対して協賛金の納付を受けるものであり、参加者サービスの向上、大会の魅力発信及び大会運営への貢献を図ることを目的とする。

2. 件名

館山若潮マラソン大会写真撮影販売権者選定

3. 事業概要

(1) 権利の内容

選定された事業者は、主催者が認める範囲において、次に掲げる行為を行うことができるものとする。

- ・大会当日における参加者等の写真撮影
- ・撮影した写真のインターネット等による閲覧及び販売
- ・写真販売に必要な範囲での大会名称等の使用
- ・主催者が認める範囲での会場内告知、案内配布、広報掲載その他写真販売に付随する行為

(2) 主催者の費用負担

本事業の実施に係る費用について、主催者は原則として負担しない。

(3) 協賛金

選定された事業者は、写真撮影販売申込書に記載した協賛金額を、主催者が指定する期日までに納付するものとする。

(4) 大会概要

大会名：福原有信杯 第47回館山若潮マラソン大会

開催日：令和9年1月31日（日）

会場：福原有信グラウンド館山（市営市民運動場）

出走者数：約6,600人（前年実績）

競技種目：フルマラソン、10km、ファンラン（2km）

4. 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・法人格を有し、本事業を適正に履行する能力を有すること。
- ・過去にマラソン大会、ロードレース大会その他これらに類するスポーツイベントにおいて、写真撮影及び販売業務を実施した実績を有すること。
- ・個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守し、適切な管理体制を有すること。
- ・会社更生法、民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法令その他関係法令に違反していないこと。
- ・主催者の指示及び大会運営上のルールを遵守できること。
- ・本事業を安全かつ円滑に実施するために必要な人員、設備及び運営体制を有すること。

5. 事業者を求める事項

応募事業者は、次に掲げる事項を満たす提案を行うものとする。

- ・大会運営に支障を及ぼさない撮影体制を構築すること。
- ・参加者が容易に写真を検索、閲覧及び購入できる販売環境を提供すること。
- ・参加者の肖像権、プライバシー及び個人情報保護に十分配慮すること。
- ・問い合わせ、苦情、誤掲載、削除依頼等に適切かつ迅速に対応できる体制を有すること。
- ・写真販売価格は、参加者サービスの観点から妥当なものとする。
- ・大会の品位を損なう営業行為、表示または販売方法を行わないこと。
- ・撮影、販売、広報及び案内等に当たっては、主催者と事前に協議し、その承認を得ること。
- ・大会終了後も、問い合わせ対応、写真データの管理、削除依頼等に適切に対応すること。

6. 提出書類

(1) 提出書類

応募者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- ・写真撮影販売申込書（指定様式）
- ・会社概要書
- ・企画提案書
- ・業務実績調書
- ・その他主催者が必要と認める書類

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、原則として次に掲げる事項を記載すること。

- ・実施体制、責任者、担当者、撮影スタッフ数及び人員配置計画
- ・緊急時対応体制

- ・撮影計画、撮影予定箇所、撮影方法及び想定する撮影機会の確保方法
- ・参加者の判別方式、写真検索方法 例. ゼッケン番号、顔認識等
- ・販売計画、写真公開開始予定時期、閲覧方法及び購入方法
- ・販売価格帯及び決済方法
- ・参加者対応、問い合わせ対応体制、苦情対応体制、誤掲載及び削除依頼への対応
- ・個人情報保護措置、肖像権及びプライバシーへの配慮
- ・画像保管期間及び削除方針
- ・不適切画像への対応
- ・大会への協力内容、主催者への写真提供の可否及び内容、大会広報への協力内容
- ・その他独自提案

(3) 提出部数

提出部数は2部とする。

ただし、電子データ提出を併用する場合は、PDF形式により提出すること。

7. 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

提出書類は、持参、郵送又は主催者が指定する電子的方法により提出すること。

(2) 提出期限

令和8年11月2日（月）必着

(3) 提出先

〒294-8601

千葉県館山市スポーツ課

電話:0470-22-3696

電子メール：sportska@city.tateyama.chiba.jp

8. 審査方法

(1) 審査方法

審査は、提出書類に基づく書類審査により行い、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。ただし、主催者が必要と認める場合は、応募者に対し、提出書類の内容について確認又は追加資料の提出を求めることができる。

(2) 審査項目

審査は、別紙「審査基準」に基づき、協賛金額及び提案内容について総合的に評価する。

(3) 最優秀提案者の選定

審査の結果、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定し、次順位の者を次点者として選定する。

(4) 最低基準

提案内容が主催者の求める水準に達しないと認められる場合は、協賛金額の多寡にかかわらず非選定とすることがある。

9. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- ・応募資格を満たさないことが判明した場合
- ・法令違反その他不正又は不誠実な行為があった場合
- ・主催者の指示に従わない場合
- ・公序良俗に反する内容が認められた場合
- ・その他主催者が不適当と認める場合

10. 許可等

主催者は、最優秀提案者と協議の上、写真撮影販売に係る許可書を発行する。

ただし、協議が整わない場合又は最優秀提案者が辞退した場合は、次点者と協議を行うことがある。

なお、許可の内容、期間、協賛金の納付方法、写真撮影及び販売に係る条件その他必要な事項については、主催者と選定事業者が協議の上、別途定めるものとする。

11. 留意事項

- ・応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出後の書類の差替え、修正及び撤回は、原則として認めない。
- ・提出書類に記載された内容は、契約又は協定締結時の履行事項とすることがある。
- ・主催者は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- ・応募者は、本件に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・大会の中止、延期又は規模縮小等により応募者又は選定事業者に損害が生じた場合であっても、主催者はその責めを負わない。ただし、協賛金の取扱いについては、主催者と選定事業者が協議の上、別途定める。

別紙 審査基準

1. 基本方針

審査は、応募者から提出された書類に基づき、協賛金額及び提案内容を総合的に評価して行う。

2. 配点

審査項目	評価内容	配点
1 協賛金額	提案された協賛金額	60 点
2 提案内容	撮影販売体制、参加者利便性、個人情報保護、大会協力等	40 点
合 計		100 点

3. 協賛金額の評価方法

協賛金額の評価点は、次の算式により算出する。

$$\text{協賛金評価点} = 60 \text{ 点} \times \text{当該提案額} \div \text{最高提案額}$$

小数点以下の取扱いは、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする。

4. 提案内容の配点内訳

審査項目	評価内容	配点
撮影販売体制	撮影体制、人員配置、実施確実性、大会運営への配慮	10 点
参加者利便性	写真検索、公開時期、購入方法、価格設定、決済方法	15 点
個人情報保護等	個人情報保護、肖像権配慮、誤掲載対応、苦情対応	10 点
大会への協力・付加価値	写真提供、広報協力、独自提案	5 点
合 計		40 点

5. 提案内容の評価基準

(1) 撮影販売体制

評価	判断の目安	点数
優れている	具体的かつ十分で、実施確実性が高い	8～10 点
良好	おおむね妥当である	5～7 点
劣る	具体性又は十分性に欠ける	0～4 点

(2) 参加者利便性

評価	判断の目安	点数
優れている	参加者目線で利便性が高く、工夫がある	11～15 点
良好	おおむね適切である	6～10 点
劣る	利便性が低い又は不明確である	0～5 点

(3) 個人情報保護等

評価	判断の目安	点数
優れている	保護措置、権利配慮、対応体制が具体的で十分である	8～10 点
良好	必要な措置がおおむね講じられている	5～7 点
劣る	配慮又は記載が不十分である	0～4 点

(4) 大会への協力・付加価値

評価	判断の目安	点数
優れている	写真提供、広報協力、独自提案が充実している	4～5 点
良好	一定の協力内容が示されている	2～3 点
劣る	協力内容が乏しい又は不明確である	0～1 点

6. 最低基準

提案内容の合計点が 20 点未満の場合は、協賛金額にかかわらず非選定とする。

7. 同点時の取扱い

総合点が同点となった場合は、次の順により順位を決定する。

- 1 協賛金額の評価点が高い者
- 2 提案内容の評価点が高い者
- 3 参加者利便性の評価点が高い者

なお、上記によっても順位が決定しない場合は、主催者が審査内容を総合的に勘案して決定する。